

介護福祉士等修学資金貸付の手引き

平成23年度版

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

目 次

1	介護福祉士等貸付の概要	P 1
2	申請手続き等	P 2
3	申込み等の手続き	P 3
4	手続きに必要な提出書類	P 8
5	資 料	
(1)	社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程	P 1 2
(2)	福島県介護福祉士等修学資金貸付実施要綱	P 1 5
(3)	様式集	P 2 3

1 介護福祉士等修学資金貸付の概要

【修学資金の概要】

- 1 この資金は、福島県における介護福祉士または社会福祉士の確保を図るため、福島県に住所登録している方や福島県出身で「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく学校・養成施設（以下「養成施設等」といいます。）に在学し、卒業後、福島県内において介護・相談援助業務等に従事しようとする方に無利子で貸付けます。
- 2 養成施設等を卒業後、1年以内に福島県内において社会福祉士及び介護福祉士の受験範囲に定める相談援助・介護等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間従事した場合は、返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。

(1) 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）です。

(2) 貸付対象者

①次の要件を満たす方で、卒業後、福島県内において介護福祉士・社会福祉士の業務に従事しようとする方です。

ア. 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62法律第30号）第7条第2号若しくは第3号、第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「養成施設等」といいます。）に在学する方。

※社会福祉士の場合は、「社会福祉士短期養成施設」又は「社会福祉士一般養成施設」に在学する方です。

イ. 県内に住民登録をし、県内の養成施設等に在学している方。

ウ. 上記イの以外の方の場合は、福島県出身者であって、養成施設等の入学の直前までに福島県内に1年以上住所を有していた方。

エ. 学業優秀であること。

オ. 修学に際し、経済的援助を有すること（本会基準による）

カ. 同種の修学のための資金を他から借り受けていないこと。

※独立行政法人日本学生支援機構からの借入を除く。

②世帯の収入は、日本学生支援機構による世帯収入（第一種）の上限が目安です。

(3) 貸付期間

貸付期間は、養成施設等に在学する期間です。

ただし、正規の修業期間を限度とします。

(4) 募集人員 38名以内（予定）

(5) 貸付内容等（下記の金額を上限として貸付けます。）

- ①修学金 50,000円（月額。交付は年2回に分けて行います。）
- ②入学準備金 200,000円（初回の貸付時。※貸付の対象があります。）
- ③就職準備金 200,000円（最終回の貸付時。※貸付の対象があります。）

(6) 資金の交付

貸付契約後、貸付金は、年2回（4月、9月）に分け指定の口座に振り込みます。

※貸付決定後の第1回目の修学資金等の交付は5月となります。ただし、契約書等の必要書類の提出状況により貸付金の交付が遅延します。

(7) 連帯保証人

連帯保証人が必要となります。貸付を希望する方が未成年の場合は、親権者または後見人です。

連帯保証人は、貸付を受けた方が貸付金の返還を行わない場合は全ての返還債務を負担していただきます。

(8) 貸付利子

①貸付利子は、無利子です。

②返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年14.5パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

(9) 修学資金の返還免除

養成施設等を卒業した日から1年以内に、資格を取得し、福島県内の福祉施設等において介護または相談援助業務等の業務に従事し、かつ、5年間引き続きその業務に従事した場合には修学資金の返還が免除されます。

※詳しくは、「福島県介護福祉士等修学資金貸付実施要綱」をご覧ください。

2 申請手続き等

修学資金の貸付を希望する場合は、以下により、在学する養成施設等を経由して社会福祉法人福島県社会福祉協議会（略称「県社協」）までに提出してください。

(1) 提出書類

①介護福祉士等修学資金貸付申請書（様式1）

②養成施設等の長の推薦書（様式2）

③住民票の抄本

④県外の養成施設等に在学されている方は、養成施設等に入学前1年以上、福島県に住居登録をしていたことを証明する書類。（例：住民票の抄本、戸籍謄本の附表）

⑤申請者又は申請者と生計を一つにする家族の収入を証明する市町村長発行の直近の所得証明書。

⑥連帯保証人となる方の源泉徴収票（写しでも可）、または市町村長発行の直近の所得証明書。

(2) 連帯保証人を1人立てること。（申請者が未成年であるときは親権者または後見人）

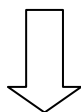
(3) 同種の修学のための資金を他から借り受けている場合は、本修学資金の貸付を受けられません（日本学生支援機構からの借入れを除く）。

(4) 県社協会長は、提出された書類の審査等により、修学資金の貸付を受ける者の選考を行い、その結果を在学する養成施設等を通して通知します。

3 申込み等の手続き

(1) 修学資金の申込み

修学資金の貸付
申請



貸付の審査



・ 金銭消費貸借
契約書
・ 誓約書
・ 修学資金送金
口座（申込・
変更）申請書
の提出
・ 個人情報の取
扱同意書
・ 借用証書

①「介護福祉士等修学資金貸付申請書」は養成施設等の窓口で受け取り、必要事項を記入したのち、添付書類と併せて養成施設等に提出してください。なお、「介護福祉士等修学資金貸付申請書」の欄外の備考には申請に必要な添付書類を記載していますので確認してください。なお、必要書類の数は各1通です。（県外在住者については、養成施設等に入学前1年以上、福島県に住民登録を有していたことを証明する書類も必要です。）

→（例）住民票の抄本、戸籍謄本の付表など

②申請書類は、養成施設等から県社協に送付され、県社協が審査し、貸付の可否を決定します。

③審査の結果は、「介護福祉士等修学資金貸付（承認・不承認）決定通知書」により、県社協から養成施設等を経由し、申請者に通知します。

④修学資金の貸付が決定となった方は、**通知の日から起算して14日以内**に左記の種類に記入、署名及び押印のうえ、養成施設等を経由して県社協に提出してください。

（金銭消費貸借契約書には収入印紙を貼付してください。

印紙代は決定通知の際にお知らせします。）

⑤修学資金は、1年間分を分割して交付します。（4月、9月）

※貸付決定後の第1回目の修学資金等の交付は5月となります。

ただし、契約書等の必要書類の提出状況により貸付金の交付が遅延します。

※貸付を辞退するときは、当該年度の第1回目の修学資金の送金が行われる前月までに、「介護福祉士等修学資金・貸付停止・再開・辞退届」を所属する養成施設等を経由して県社協に提出してください。

(2) 養成施設等在学時の手続き

在学届の提出
(毎年度・4月)



休学・停学する、留年、または復学する場合



貸付を辞退する場合

①複数年度にわたり修学資金の貸付を受けるときは、「**在学届**」(養成施設等の長が証明したもの)を**毎年度4月10日までに県社協に提出**してください。

②養成施設等を休学・停学、または留年となったときは、「**介護福祉士等修学資金・貸付停止・再開・辞退届**」を養成施設等に提出してください。

休学・停学の期間中は貸付が休止となります。

③復学したときは、「**貸付停止・再開・辞退届**」で復学の報告を養成施設等を経由して県社協に提出してください。復学した月の翌月から貸付が再開されます。

④退学等による理由を含め貸付を辞退するときは、速やかに「**介護福祉士等修学資金・貸付停止・再開・辞退届**」(様式11号)及び「**返還計画**」(様式16号)を養成施設等を経由して**県社協に提出**してください。県社協から「**介護福祉士等修学資金返還通知書**」が送付します

⑤貸付けた修学資金は、返還通知書に基づき期間内に返還していただきます。

※返還が滞った場合は、「**連帯保証人**」に債務を請求し返還していただきます。

(3) 養成施設等の卒業後の手続き

養成施設等を卒業（資格取得）すると、修学資金の貸付金を返還していただきますが、卒業後1年以内に、福島県内において別表の社会福祉施設等で介護または相談援助業務等の業務に従事した場合には、返還の猶予、さらには指定した期間以上その業務に従事した場合には貸付けた修学資金を免除することができます。

- ・ 卒業報告
- ・ 資格取得届
- ・ 借用証書
- ・ 業務従事届
- ・ 返還猶予申請



返還猶予決定



業務従事届
(変更のあった
都度提出)



- ・ 返還免除申請
- ・ 借用証書の返還

①養成施設等を卒業した場合は速やかに「卒業届」養成施設等を経由して県社協に提出してください。

※介護福祉士、または社会福祉士の資格を取得した場合は、速やかに国家資格者としての登録を行い、「資格取得届」に登録証の写しを付けて県社協に提出してください。

②別表の社会福祉施設等において介護または相談援助業務等の業務に従事した場合は「業務従事届」と「介護福祉士等修学資金返還猶予申請書」を速やかに県社協に直接、提出してください。

③県社協は審査を行い、その結果を申請者に通知します。

④資格取得後、福島県内において別表の社会福祉施設等で介護または相談援助業務等の業務に従事している期間は返還猶予となります。勤務先・従事する職種に変更のあった都度「業務従事届」を県社協に提出してください。

⑤休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。(猶予できる場合もありますのでご相談ください。)

⑥5年間継続して、別表の福島県内の社会福祉施設等において介護または相談援助業務等の業務に従事されると、返還債務が申請により免除となります。(勤務期間は勤務する地域、または職種により異なることがありますのでご相談ください。)

⑦5年間、引き続き別表の社会福祉施設等で介護または相談援助業務等の業務に従事した後、「介護福祉士等修学資金返還免除申請書」に、返還免除申請時の業務従事先における「業務従事届」を添えて県社協に提出してください。

⑧返還免除が決定した後、お預かりしている「借用証書」をお返しします。

(別 表) 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

1 福島県内において以下の施設、職種で業務に従事すること

(1) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 の相談援助業務の範囲に定める職種。

(例) → 児童養護施設、知的障害児施設等の児童指導員、救護施設の生活指導員、特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等

(2) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 2 の介護等の業務の範囲に定める職種。

(例) → 老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設における介護職員 等

(3) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 及び別添 2 に定める当該施設の長。

2 全国を区域とする以下の施設において業務に従事すること

(1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

(2) 国立光明寮

(3) 国立保養所

(4) 国立児童自立支援施設

(5) 国立知的障害児施設 等

※国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委任を受けた施設、指定不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみ園が設置する施設を含む。

(4) 貸付金の返還の場合

養成施設等を1年以上休学し、または停学・退学となった場合、若しくは養成施設等を卒業後、指定する期間内に福島県内の別表に定める社会福祉施設等において介護または相談援助業務等の業務に従事しなかった場合には、貸付けた修学資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還していただくことになり、次の手続きを行っていただきます。

返還計画の
提出

①借受人は返還となった日から14日以内に「返還計画」を県社協に直接、提出してください。

※連帯保証人とも返還計画の内容を確認しておいてください。

その後、県社協から「介護福祉等修学資金返還通知書」及び「預金口座振替依頼書」を送付し、返還方法について通知します。なお、上記通知が届き次第「預金口座振替依頼書」に必要事項記入のうえ、速やかに県社協へ返送してください。



貸付金の返還

②「介護福祉士等修学資金返還通知書」に記載された返済計画により、直ちに返還していただきます。

③返還金は、「預金口座振替依頼書」により指定のあった金融機関の口座から自動引落により返還していただきます。

④納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年14.5%の延滞利子を加算します。



借用証書の
返還

⑤返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「借用証書」をお返しします。

(5) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

①借受人、または連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度、借受人にあっては「介護福祉士等修学資金借受人異動事項等届出書」、連帯保証人の場合は、「介護福祉等修学資金連帯保証人変更申請書」により、直ちに県社協に提出してください。

養成施設等に在学中に住所等の変更があった場合は、養成施設等を経由して速やかに県社協に報告してください。

②貸付を受けていた者が、従事していた職種に変更があった場合、勤務先を変更した場合、または転職した場合など、届出事項に変更があった都度、直ちに県社協に報告してください。

4 手続きに必要な提出書類

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	介護福祉士等修学資金貸付申請書	様式 1	※貸付審査後、県社協は介護福祉士等修学資金貸付申請結果通知書を、推薦のあった養成施設等の長を経由して申請者に通知しますので、 <u>14日以内</u> に「貸付が決定したとき」に必要な書類を、在学する養成施設等を経由して県社協に提出してください。
	住民票の抄本 又は戸籍謄本の付表	市区町村指定のもの	
	推薦書	様式 2	
貸付が決定したとき	介護福祉士等修学資金金銭消費貸借契約書	様式 4	
	誓約書	様式 5	
	介護福祉士等修学資金送金口座（申込・変更）申請書	様式 6	
	個人情報取扱同意書 （申請者及び連帯保証人）	様式 7	
	借用証書	様式 14	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	在学届	様式 8	※毎年度、4月10日まで県社協に提出。

(2) 貸付の決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
養成施設等に修学している者及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	介護福祉等修学資金借受人異動事項等届出書	様式 9	
	介護福祉士等修学資金連帯保証人変更申請書	様式 10	
休学・転学・停学等	貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)	様式 11	貸付を停止します
留年したとき			理由により貸付期間の延長をします
復学したとき			貸付を再開します
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)	様式 11	返還開始通知書を送付しますので、返還計画に基づき、指定のあった金融機関から自動引落により返還していただきます。
	返還計画	様式 16	
死亡したとき	介護福祉等修学資金借受人異動事項等届出書	様式 9	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。
	返還計画	様式 16	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業（貸付修了）するとき 業務に従事（就職）するとき	卒業届	様式 12	※「業務従事届」は、福島県内において別表の社会福祉施設等で定める業務に従事した場合。
	業務従事届	様式 17	
氏名・住所・勤務先（連帯保証人を含む）等の変更があったとき	介護福祉等修学資金借受人異動事項等届出書	様式 9	借受人に変更事項が生じた場合
	介護福祉士等修学資金連帯保証人変更届書	様式 10	連帯保証人に変更事項が生じた場合

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
別表に定める社会福祉施設等において介護または相談援助業務等の業務に従事したとき	業務従事届	様式 17	
	介護福祉士等修学資金返還猶予申請書	様式 18	
在学中、他の養成施設等へ進学したとき、または就職活動中（卒業後1年以内）の場合	在学届	様式 8	他の養成施設等への進学とは、介護福祉士指定養成施設の学生が社会福祉士指定養成施設へ、社会福祉士指定養成施設の学生が介護福祉士指定養成施設へ進学した場合です。
	介護福祉士等修学資金返還猶予申請書	様式 18	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	介護福祉士等修学資金返還猶予申請書	様式 18	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
介護福祉士・社会福祉の資格取得ができなかったとき（養成施設等を卒業した年度）	介護福祉士等修学資金返還猶予申請書	様式 18	国家試験の受験意思が確認できれば、養成施設等を卒業後、最長2年間は返還猶予が可能です。
	国家試験受験票		

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき	介護福祉士等修学資金借受人異動事項等届出書	様式 9	
	業務従事届(新しい勤務先の勤務状況)	様式 17	新しい勤務先から、証明してもらいます。
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき (一部免除の申請をするとき)	介護福祉士等修学資金返還免除申請書	様式 20	修学資金の貸付期間以上、別表の社会福祉施設等で介護・相談業務に従事した場合、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	業務従事届	様式 17	
貸付条件に定める業務に、一定期間以上勤務したとき(修学資金の返還免除に該当する場合)	介護福祉士等修学資金返還免除申請書	様式 20	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事届	様式 17	

資 料

- (1) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程
- (2) 福島県介護福祉士等修学資金貸付実施要綱
- (3) 様式集

(1) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、定款第37条第1項第2号の規定に基づき、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定し、適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「養成施設等」とは、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）に定める次に掲げる施設をいう。

(1) 社会福祉士の場合は、「社会福祉士短期養成施設」又は「社会福祉士一般養成施設」をいう。

(2) 介護福祉士の場合は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣が指定し、1年又は2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得できる施設をいう。

2 この規程において「介護又は相談援助業務等」とは、「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知、平成20年6月23日付け社援発第0623002号厚生労働省社会・援護局長通知）によるものとする。

(貸付の申請)

第3条 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金の貸付を受けるための申請書を養成施設等の長に提出し、養成施設等の長は当該申請者に係る推薦書を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 県外に在所する養成施設等に在学する者が申請者であるときは、前項に規定する書類のほか、福島県内に住所登録していたことを証する書類を添付しなければならない。

(連帯保証人)

第4条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は親権者又は後見人とする。

3 申請者又は修学資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(審査及び選考結果の通知)

第5条 会長は、申請書等審査のうえ、修学資金の貸付を行うこと又は貸付を行わないことを決定したときは、その結果を第3条第1項により推薦のあった養成施設等の長を経て申請者に通知するものとする。

(貸付契約)

第6条 第5条による貸付決定通知を受けた申請者は、その日から別に定める日までに、連帯保証人と連署した金銭消費貸借契約書及び誓約書等を会長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に金銭消費貸借契約書及び誓約書等を提出しない申請者は、修学資金の貸付を辞退したものとみなす。

(修学資金の交付)

第7条 会長は、第6条第1項の規定により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。

2 修学資金の交付は、分割により交付するものとし、交付の時期は年2回とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(貸付の休止)

第8条 会長は、借受人が別に定める事項に該当するときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。

(貸付契約の解除)

第9条 会長は、借受人が別に定める事項に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

2 会長は、前項により貸付契約の解除を行った場合は、別に定める日及び方法により貸付を行った修学資金について当該借受人に対し返還を求めるものとする。

(返 還)

第10条 修学資金の返還は、一括又は月賦の方法によるものとする。

2 修学資金を月賦により返還する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から、10年を上限（返還の猶予を受けた期間を含める。）として返還するものとする。

(猶予の申請等)

第11条 返還の猶予を受けようとする借受人は、修学資金の返還に係る猶予の申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、その結果を申請者に通知するものとする。

(免除の申請等)

第12条 返還債務の免除を受けようとする借受人は、修学資金に係る免除の申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、その結果を申請者に通知するものとする。

(借用証書等の提出)

第13条 借受人は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた日から別に定める期間内に貸付を受けた修学資金の全額に係る借用証書を会長に提出しなければならない。

2 借受人は、第9条及び第10条に該当する場合は、貸付を受けた修学資金の全額に係る借用証書及び返還債務が完了するまでの返還計画を会長に提出しなければならない。

(届出義務)

第14条 借受人は、貸付けた修学資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

(1) 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったと

き。

- (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (3) 借受人が休学し、停学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
 - (4) 借受人が留年したとき。
 - (5) 借受人が卒業したとき。
 - (6) 修学資金の貸付を辞退するとき。
 - (7) 借受人が第2条第2項による介護又は相談援助業務等の業務に従事したとき、又は退職したとき。
 - (8) 借受人が介護福祉士又は社会福祉士の登録簿に登録したとき。
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は事実を証明する書類を添えて直ちに会長に届け出しなければならない。
 - 3 前項による届出は、貸付けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(実施細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付に関し必要な事項及び様式等は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年5月26日から施行する。

(2) 福島県介護福祉士等修学資金貸付実施要綱

(目的)

第1 この実施要綱は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程（以下「規程」という。）に基づき、適正な貸付業務に資するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この実施要綱において「養成施設等」及び「介護又は相談援助業務等」とは、規程第2条第1項及び第2項によるものとする。

(実施主体等)

第3 この修学資金の実施主体は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。

2 県社協は、資金の貸付事務を処理するにあたり、規程第2条第1項に規定する養成施設等と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

(貸付対象者)

第4 修学資金の貸付の対象は、養成施設等に在学する学業優秀な学生であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構からの資金を除く。）次の各号の一に該当する者とする。

(1) 福島県内（以下「県内」という。）に住民登録をし、県内の養成施設等を卒業後、県内において別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事しようとする者であること。

(2) 福島県外（以下「県外」という。）の養成施設等に在学するときは、福島県出身者であって、養成施設等の入学の直前までに県内に1年以上住所を有し、卒業後、県内において別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事しようとする者であること。

(貸付対象者の推薦及び募集人数)

第5 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在学する養成施設等の長の推薦を要するものとし、募集を行う人数は別に定める。

(貸付期間及び貸付額)

第6 修学資金の貸付期間は、養成施設等に在学する正規の修学期間とする。ただし、病気等真にやむを得ない事情によって留年した場合は修学資金の貸付期間に含めることができるものとする。

2 修学資金の貸付額は、月額 50,000 円以内とする。ただし、貸付の初回に入学準備金として 200,000 円以内を、最終回に就職準備金として 200,000 円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設に在学する者にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することができるものとする。ただし、既に在学している者又は就労している者にあつてはいずれかの準備金は交付しないものとする。

(貸付方法及び利子)

第7 修学資金の貸付は、県社協会長と第4による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 修学資金の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

第8 申請者は、次の書類を在学する養成施設等の長に提出するものとし、養成施設等の長は、別に定める期日までに推薦書（様式2）を添えて県社協会長に提出するものとする。

(1) 介護福祉士等修学資金貸付申請書（様式1）

(2) 住民票の抄本

(3) 申請者又は申請者と生計を一つにする家族の所得がわかる書類

(4) 養成施設等の入学時、年齢が45歳以上であって、離職して2年以内の場合は離職証明書

2 県外の養成施設等に在学する者にあつては、前項の書類のほか、県内に1年以上住所を有していたことを証明する書類を在学する養成施設等の長に提出し、養成施設等の長が推薦するものとする。

3 修業年限が3年未満の養成施設等に在学する2年生の場合は、2年生となった当初に前1項又は2項により在学する養成施設等の長の推薦により修学資金の貸付を申し込むことができるものとし、貸付の期間及び貸付額は第6によるものとする。

4 複数年度にわたり修学資金の貸付を受けようとする申請者は、養成施設等をとおして貸付初年度を除いた毎年度4月10日まで（休日・祝日にあたる場合はその翌日まで。）に養成施設等の長が証明する在学届（様式8）を県社協会長に提出するものとし、提出期限までに在学届の提出がない場合は、当該年度の貸付を辞退したものとみなす。

(連帯保証人)

第9 申請者は連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた修学資金の返還の債務を負担するものとする。

2 申請者又は借受人が、連帯保証人を変更しようとするときは、介護福祉士等修学資金連帯保証人変更申請書（様式10）を県社協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(審査及び決定)

第10 県社協会長は、申請者から提出のあった書類及び養成施設等の長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 県社協会長は、前項による審査の結果を介護福祉士等修学資金貸付承認・不承認決定通知書（様式3）により、修学資金の貸付の推薦のあった養成施設等をとおして申請者に通知するものとする。

(貸付に係る契約等)

第11 前第10により修学資金の貸付の決定通知を受けた申請者は、決定通知のあった日から起算して14日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。

(1) 介護福祉士等修学資金金銭消費貸借契約書・2部（様式4）

- (2) 誓約書（様式 5）
 - (3) 介護福祉士等修学資金送金口座（申込・変更）申請書（様式 6）
 - (4) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式 7）
 - (5) 介護福祉士等修学資金借用証書（様式 14）（連帯保証人と連署したもの。以下同じ。）
- 2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、修学資金の貸付を辞退したものとみなす。
（修学資金の交付）

第 12 県社協会長は、第 11 により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付するものとする。

- 2 修学資金の交付は分割によるものとし、介護福祉士等修学資金送金口座（申込・変更）申請書（様式 6）により申出のあった口座に振込により送金するものとする。
- 3 前 2 項による交付の時期は、4 月に前期分として 4 月から 9 月までの修学資金を、又、9 月に後期分として 10 月から翌年 3 月までの修学資金をそれぞれ当該月の 15 日に送金するものとし、送金日が金融機関の休業日のときは休業日の前日に送金するものとする。ただし、養成施設等に入学した当初の修学資金の交付の時期は、5 月とする。
- 4 入学準備金は養成施設等に入学した後、第 1 回目の送金と併せて、又、就職に伴う準備金は貸付を希望する申請者に対して 3 月に交付するものとする。ただし、既に在学している者又は就労している者にはいずれかの準備金は交付しないものとする。

（貸付の休止及び貸付契約の解除）

第 13 県社協会長は、借受人が休学又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。

- 2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。
 - (1) 養成施設等を退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 休学又は停学の期間が 1 年を超えるとき。
 - (5) 修学資金の貸付を辞退したとき。
 - (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - (7) 死亡したとき。
 - (8) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

（返 還）

第 14 借受人が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付を受けた修学資金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は県内において別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事しなかったとき。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、又は国家試験に合格できなかった場合であって、借

受人の次年度の国家試験受験の意思を県社協会長が認めたときは、上記の当該養成施設等を卒業した日を、当該養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日と読み替えるものとする。

- (3) 県内において別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 修学資金の返還は、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、10年を上限（返還の猶予を受けた期間を含める。）として返還しなければならない。
 - 3 前1項のほか、虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた修学資金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
 - 4 借受人が貸付契約の解除及び修学資金の返還に至ったときは、その日から14日以内に返還債務が完了するまでの返還計画（様式16）を県社協会長に提出しなければならない。
 - 5 県社協会長は、前項の返還計画に基づき、介護福祉士等修学資金返還通知書（様式15）により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

（返還債務の履行猶予）

第15 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号の事由が継続する期間、貸付けた修学資金に係る返還債務を猶予するものとする。

- (1) 修学資金の貸付を解除した後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき。
 - (2) 当該養成施設等を卒業後、さらに他種の養成施設等（介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等）において修学しているとき。
- 2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号の事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予できるものとする。
 - (1) 県内において別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還猶予の申請等）

第16 借受人は、第15に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 介護福祉士等修学資金返還猶予申請書（様式18）
 - (2) 借受人が養成施設等に在学している場合は在学届（様式8）
 - (3) 介護又は相談援助業務等の業務に従事している場合は業務従事届（様式17）
 - (4) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類
- 2 県社協会長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査のうえ、介護福祉士等修学資金返還猶予申請結果通知書（様式19）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（返還債務の免除）

第17 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金に係る返還債務を免除できるものとする。

- (1) 養成施設等を卒業した日から1年以内に、県内（別表の2の場合は全国の区域。以下同じ。）において別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事し、かつ、5

年間引き続き（他種の養成施設等における修学、災害、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。以下同じ。）これらの業務に従事したとき。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、又は国家試験に合格できなかった場合であって、借受人の次年度の国家試験受験の意思を県社協会長が認めたときは、上記の当該養成施設等を卒業した日を、当該養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日と読み替えるものとする。

- (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域において別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事した場合、又は中高年離職者（入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいう。）が別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事した場合にあっては 3 年間引き続き業務に従事したとき。
 - (3) ホームヘルパー又は家政婦等の業務に従事した者は、市町村又は有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 1,825 日以上、かつ、介護等の業務に従事した期間が 900 日以上であること。ただし、中高年離職者にあっては市町村又は有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 1,095 日以上、かつ、介護等の業務に従事した期間が 540 日以上であること。
- 2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
 - 3 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。
 - (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、最終返還期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
 - (3) 県内において修学資金の貸付を受けた期間以上、別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事したときは、返還債務の額の一部。
 - 4 前 3 項の (1) 及び (2) については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものであること。
 - 5 前 3 項による免除できる額は、県内において別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事した期間を、修学資金の貸付を受けた期間（この期間が 2 年に満たないときは 2 年とする。）の 2 分の 5（前 1 項の (2) 及び (3) に該当する者（以下「中高年離職者等」という。）については 2 分の 3）に相当する期間で除して得た数値（数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還債務の額に乗じて得た額とするものとする。

（返還債務の免除の申請等）

第 18 借受人は、第 17 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあっては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 介護福祉士等修学資金返還免除申請書（様式 20）
- (2) 業務従事届（様式 17）
- (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類

- 2 県社協会長は、前項による免除の申請があったときは、審査のうえ、介護福祉士等修学資金返還免除申請結果通知書（様式 21）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（勤務期間の計算）

第 19 修学資金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護又は相談援助業務等の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

- 2 第 17 の 1 項の (3) による場合は、その事由が発生した日からその事由がなくなった日までの期間とする。ただし、同時に 2 以上の市町村等において介護等の業務に従事したときの勤務期間は通算しないものとする。

第 20 （削除）

（延滞利子）

第 21 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算するものとする。
- 3 前 2 項により計算した延滞利子の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、延滞利子の額が 100 円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

（届出義務）

第 22 借受人は、貸付けた修学資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出しなければならない。

- (1) 借受人の住所・氏名・勤務先に変更があったとき。（様式 9）
- (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（事実を証明する書類）
- (3) 借受人が休学し、停学し、復学し、転学し、又は退学したとき。（様式 11）
- (4) 借受人が留年したとき。（様式 11）
- (5) 借受人が卒業したとき。（様式 12）
- (6) 修学資金の貸付を辞退するとき。（様式 11）
- (7) 借受人が別表に定める介護又は相談援助業務等の業務に従事したとき（様式 17）、又は退職したとき。（様式 9）
- (8) 借受人が介護福祉士又は社会福祉士の登録簿に登録したとき。（様式 13）
- (9) 連帯保証人の氏名・住所又は職業、その他の重要な事項に変更があったとき。
(様式 10)

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は介護福祉士等修学資金借受人異動事項等届出書（様式 9）に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

3 前項による届出は、貸付けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(その他)

第 23 県社協会長は、第 22 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、修学資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるものを除くほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

2 この要綱の第 12 の 4 項による入学準備金の貸付は、平成 21 年度以降の新規入学者を対象とする。

3 この要綱の第 12 の 3 項による修学資金の交付は、平成 21 年度に限り 4 月を 7 月に読み替えるものとし、送金は 7 月 30 日とするものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

<別表>

福島県介護福祉士等修学資金の返還債務の免除に係る対象業務（例示）

※この表は例示であるため、詳細については昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」及び平成 20 年 6 月 23 日付け社援発第 0623002 号厚生労働省社会・援護局長通知による別添 1 及び別添 2 を参考のこと。

- 1 福島県内において以下の施設、職種で業務に従事すること
 - (1) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 の相談援助業務の範囲に定める職種。
(例) 児童養護施設、知的障害児施設等の児童指導員、救護施設の生活指導員、特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等
 - (2) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 2 の介護等の業務の範囲に定める職種。
(例) 老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設における介護職員 等
 - (3) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 及び別添 2 に定める当該施設の長。
- 2 全国を区域とする以下の施設において業務に従事すること
 - (1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター
 - (2) 国立光明寮
 - (3) 国立保養所
 - (4) 国立児童自立支援施設
 - (5) 国立知的障害児施設 等

※国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委任を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むささき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみ園が設置する施設を含む。